

岐阜県地域公共交通DX支援アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 県は、デジタル技術を活用した地域公共交通施策の充実・見直しを支援するため、県内市町村に対し、予算の範囲内で「岐阜県地域公共交通デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」を派遣するものとし、その手続等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(派遣対象事業)

第2条 アドバイザー派遣の対象となる取組みは、次の各号のいずれかとする。

- (1) G T F SーJ Pなどの公共交通情報のオープンデータ化に関するもの
- (2) A I オンデマンド交通又はM a a Sの導入に関するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通のDXに資すると知事が認めるもの

(派遣対象の選定)

第3条 アドバイザーの派遣を希望する市町村は、岐阜県地域公共交通DX支援アドバイザー派遣申込書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 県は、前項による申込を受けたときは、その内容を審議の上、アドバイザーの派遣対象者（以下「派遣対象者」という。）を選定する。

(アドバイザーの派遣等)

第4条 県は、選定した派遣対象者の申込内容に応じて、適切な助言・指導を行うアドバイザーを派遣することとし、アドバイザーに依頼するものとする。

- 2 派遣対象者が派遣を受けたい専門家を自ら指名した場合、県はその専門家がアドバイザーとして相応しいと認められるときは、その専門家に依頼するものとする。
- 3 県は、派遣するアドバイザーが決定した場合は、当該アドバイザーに対し、岐阜県地域公共交通DX支援アドバイザー業務依頼書（別記第2号様式）を送付するものとする。
- 4 県は、派遣するアドバイザーが決定した場合は、派遣対象者に対し、岐阜県地域公共交通DX支援アドバイザー派遣決定通知書（別記第3号様式）を送付するものとする。なお、同一のテーマに対し、アドバイザーを派遣できる回数は3回までとする。

(アドバイザーの義務等)

第5条 アドバイザーは、派遣業務を引き受けることにより知り得た派遣対象者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

- 2 派遣期間は、天災その他やむを得ない事情がある場合又は知事が必要と認めた場合に、延長又は短縮することができる。その場合の謝金の額は、実績により計算する。

(状況調査)

第6条 県は、アドバイザーの派遣業務の実施状況を調査することができる。

- 2 調査により、アドバイザーとして相応しくない状況が判明した場合、県は是正を求めることができる。

(報告書)

第7条 派遣対象者は、派遣が終了した後、10日以内に岐阜県地域公共交通DX支援アドバイザー派遣受入結果報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

(アドバイザーの謝金及び旅費)

第8条 アドバイザーの謝金及び旅費の額は、別表によるものとする。

2 県は、アドバイザーの派遣業務終了後、アドバイザーに対して謝金及び旅費を支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。